

# 第2回 水防災意識社会再構築協議会

(大淀川上流・大淀川下流・小丸川)

日時：平成28年8月31日(水)

10:00～11:00

場所：宮崎河川国道事務所 別館

三階会議室

## 議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- 1) 協議会での検討経緯について
- 2) 「減災に係る取組方針」の策定について

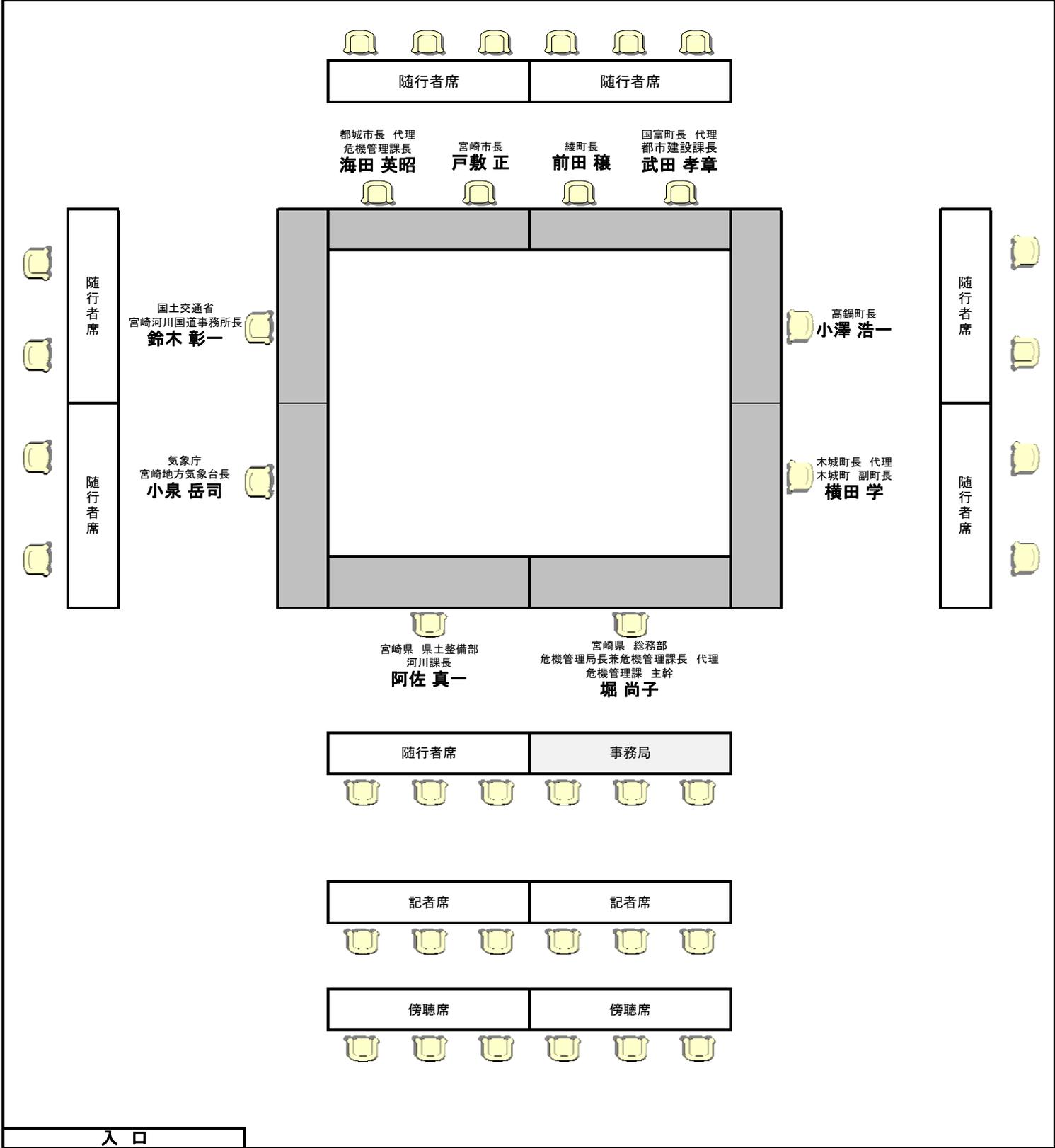
4. その他

5. 閉会

### 【配付資料】

- ・資料－1 「水防災意識社会再構築協議会の検討経緯」
- ・資料－2 「減災に係わる取組方針」 概要版
- ・資料－3－1 減災に係る取組方針(案) (大淀川下流)
- ・資料－3－2 減災に係る取組方針(案) (大淀川上流)
- ・資料－3－3 減災に係る取組方針(案) (小丸川)
- ・参考資料－1 水害に強い地域作りのあり方について(提言)

# 第2回 水防災意識社会再構築協議会 座席表



第2回 水防災意識社会再構築協議会  
 (大淀川上流、大淀川下流、小丸川) 出席者名簿

協議会	機 関 名	所 属 等	氏 名	代 理 出 席
3協議会	国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長	鈴木 彰一	
	気象庁 宮崎地方气象台	台長	小泉 岳司	
	宮崎県 総務部	危機管理局長 兼危機管理課長	平原 利明	危機管理課 主幹 堀 尚子
		県土整備部	河川課長	阿佐 真一
大淀川上流	都城市	市長	池田 宜永	危機管理課長 海田 英昭
大淀川下流	宮崎市	市長	戸敷 正	
	国富町	町長	河野 利美	都市建設課長 武田 孝章
	綾町	町長	前田 穰	
小丸川	高鍋町	町長	小澤 浩一	
	木城町	町長	半渡 英俊	副町長 横田 学

## 水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）規約

（名称）

第1条 本協議会は、水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、大淀川上流域における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所調査第一課とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月2日から施行する。

別表－1

水防災意識社会再構築協議会(大淀川上流) 委員名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長	鈴木 彰一
気象庁 宮崎地方气象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局長兼危機管理課長	平原 利明
	河川課長	阿佐 真一
都城市	市長	池田 宜永

○アドバイザー 宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所 調査第一課

## 水防災意識社会再構築幹事会(大淀川上流) 幹事名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名	
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長	飯田 茂幸	
	工務第一課長	仲武 浩仁	
	河川管理課長	工藤 秀樹	
	調査第一課長	東 和彦	
	都城出張所長	時任 勝宏	
気象庁 宮崎地方气象台	次長	関根 健二	
宮崎県	総務部	危機管理局危機管理課長補佐	佐藤 知徳
	県土整備部	河川課長補佐	小倉 弘康
		都市計画課長補佐	平部 隆典
	都城土木事務所	河川砂防課長	大森 高広
都城市	危機管理課長	海田 英昭	
	維持管理課長	山下 義寛	
	下水道課長	羽田野 徳寿	

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

## 水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）規約

（名称）

第1条 本協議会は、水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、大淀川下流域における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所調査第一課とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。

別表－1

水防災意識社会再構築協議会(大淀川下流) 委員名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長	鈴木 彰一
気象庁 宮崎地方气象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 総務部	危機管理局長兼危機管理課長	平原 利明
宮崎県 県土整備部	河川課長	阿佐 真一
宮崎市	市長	戸敷 正
国富町	町長	河野 利美
綾町	町長	前田 穰

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

## 水防災意識社会再構築幹事会(大淀川下流) 幹事名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名	
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長	飯田 茂幸	
	工務第一課長	仲武 浩仁	
	河川管理課長	工藤 秀樹	
	調査第一課長	東 和彦	
	宮崎出張所長	中村 豊樹	
	高岡出張所長	川添 義弘	
	本庄出張所長	長田 茂美	
気象庁 宮崎地方气象台	次長	関根 健二	
宮崎県	総務部	危機管理局危機管理課長補佐	佐藤 知徳
	県土整備部	河川課長補佐	小倉 弘康
	宮崎土木事務所	河川砂防・都市公園課長	奥松 秀樹
	高岡土木事務所	工務課長	井野 隆博
宮崎市	危機管理課長	岡田 繁樹	
	土木課長	長友 浩一	
	消防局警防課長	日高 俊郎	
国富町	総務課長	日高 利夫	
	都市建設課長	武田 孝章	
綾町	総務税政課長	中藺 兼次	
	建設課長	行田 明生	

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

## 水防災意識社会再構築協議会（小丸川）規約

（名称）

第1条 本協議会は、水防災意識社会再構築協議会（小丸川）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、小丸川流域における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所調査第一課とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月30日から施行する。

## 水防災意識社会再構築協議会(小丸川) 委員名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長	鈴木 彰一
気象庁 宮崎地方气象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 総務部	危機管理局長兼危機管理課長	平原 利明
宮崎県 県土整備部	河川課長	阿佐 真一
高鍋町	町長	小澤 浩一
木城町	町長	半渡 英俊

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

## 水防災意識社会再構築幹事会(小丸川) 幹事名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名	
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長	飯田 茂幸	
	工務第一課長	仲武 浩仁	
	河川管理課長	工藤 秀樹	
	調査第一課長	東 和彦	
	高鍋出張所長	田上 誠二	
気象庁 宮崎地方气象台	次長	関根 健二	
宮崎県	総務部	危機管理局危機管理課長補佐	佐藤 知徳
	県土整備部	河川課長補佐	小倉 弘康
	高鍋土木事務所	工務課長	杉本 一隆
高鍋町	総務課長	森 弘道	
	建設管理課長	恵利 弘一	
木城町	総務課長	中村 宏規	
	環境整備課長	河野 浩俊	
	福祉保健課長	小野 浩司	

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課